広島県選挙管理委員会告示第百二号

者の総数の三分の一の数は、別表のとおりである。地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による選挙権を有する

令和七年十月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 大

辻

茂

選	挙	区	三分の一の数
広 島	市安佐	北 区	38, 464